

旧中央公民館跡地活用検討業務（暫定整備計画（案）策定業務）仕様書

第1章 総則

第1条（適用）

旧中央公民館跡地活用検討業務（暫定整備計画（案）策定業務）仕様書（以下「業務仕様書」という）は、王寺町（以下「発注者」という）が発注する「旧中央公民館跡地活用検討業務（暫定整備計画（案）策定業務）」（以下「本業務」という）に適用する。

第2条（目的）

本業務の目的は、令和4年6月に策定した王寺駅周辺地区（駅北エリア）まちづくり基本計画に基づき、旧中央公民館跡地（A=約0.2ha）の暫定整備計画（案）の策定を行うものである。地震や火災などの突発的な災害発生時には防災活動拠点として活用できる防災広場、平時には地域コミュニティの活性化に向け、イベントや社会実験を行う場としての機能の確保を想定している。敷地の立地条件等を分析評価し、計画対象地における利用形態の機能・テーマ等を設定するとともに、本整備を見据えた利活用のイメージについて検討し、整備の基本的な方向を決定する。検討にあたっては、関係団体（商工会等）との意見交換会や地域住民の意向を反映したものとする。

第3条（適用範囲）

本業務を実施するにあたっては、業務仕様書のほか、関係法令、規則、通達等を遵守しなければならない。

第4条（業務対象区域）

本業務は、旧中央公民館跡地（王寺町久度2丁目17番21号）を対象とする。範囲については別紙1「事業実施箇所図」の通りである。

第5条（管理技術者）

配置する管理技術者は、業務全般にわたり管理及び秩序正しい業務を遂行するとともに、技術士（総合技術管理部門または建設部門（都市及び地方計画））またはRCCM（都市及び地方計画）の資格を保有し、かつ、跡地利用検討業務等の同種または類似業務の実務経験を有した、跡地利用に関する計画策定に高度な技術と豊富な実務経験を有するものとする。

第6条（照査技術者）

受託者は、成果物の技術上の照査を行う技術者を定めるものとする。照査技術者は、跡地利用に関する計画策定に高度な技術と豊富な実務経験を有するものとし、技術士（総合技術

監理部門または建設部門（都市及び地方計画）または RCCM（都市及び地方計画）の資格を保有し、跡地利用検討業務等の同種または類似業務の実務経験を有する者とする。なお、管理技術者及び照査技術者は、兼任することができないものとする。

第7条（担当技術者）

配置する担当技術者は、跡地利用検討業務等の同種または類似業務の実務経験を有し、跡地利用に関する計画策定に高度な技術と豊富な実務経験を有するものとする。

第8条（貸与資料）

本業務に必要な資料として下記の通り、受託者へ貸与するが、その管理は責任を持って行うとともに業務完了後速やかに返却するものとし、万一、損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。

- | | |
|---|-----|
| (1) 都市計画基本図 1/2, 500、1/10, 000 データ（Shape 形式、または DM データ） | 1 式 |
| (2) 王寺駅周辺地区まちづくり基本構想策定業務報告書データ | 1 式 |
| (3) 王寺駅周辺地区まちづくり基本計画策定業務報告書データ | 1 式 |
| (4) 王寺駅周辺再整備推進会議会議運営支援業務報告書データ | 1 式 |
| (5) 王寺駅周辺地区まちづくり基本計画検討支援業務報告書データ | 1 式 |
| (6) その他発注者が必要と認める書類 | 1 式 |

第9条（秘密の保持）

受託者は、本業務実施にあたり、王寺町個人情報保護条例及び下記の事項について遵守するものとする。

- (1) 本業務の過程で知り得た秘密事項、あるいは資料などを町の許可なく他に貸与、公表、譲渡又は使用してはならない。
- (2) セキュリティ対策及び個人情報保護に精通し、外部への情報漏洩の無きよう徹底した管理を実施しなければならない。

第2章 業務内容

第10条（業務内容）

本業務の構成は、以下に示すとおりであり、最終的に報告書としてとりまとめを行うこと。

(1) 計画準備

本業務目的を反映した作業方針を立案の上、業務実施計画書を作成し、本業務の計画準備を行う。

(2) 旧中央公民館跡地暫定整備計画（案）の策定

本業務は旧中央公民館跡地（A=約 0.2ha）において、跡地利用の暫定整備計画（案）

の検討を行うものである。地震や火災などの突発的な災害発生時には防災活動拠点として活用できる防災広場、平時には地域コミュニティの活性化に向け、イベントや社会実験を行う場としての機能の確保を想定している。敷地の立地条件等を分析評価し、計画対象地における利用形態の機能・テーマ等を設定するとともに、本整備を見据えた利活用のイメージについて検討し、整備の基本的な方向を決定する。検討にあたっては、関係団体（商工会等）との意見交換会や地域住民の意向を反映したものとする。

(実施項目)

- ・現況把握
- ・敷地分析
- ・計画内容の検討及び設定
- ・基本計画図の作成
- ・概算工事費の算出
- ・基本計画説明書の作成
- ・照査
- ・イメージパースの作成（鳥瞰図1視点）

(3)地元有志によるワークショップ開催支援

地元有志によるワークショップ（3回程度を想定）を開催し、旧中央公民館跡地について意見交換を行い、利活用の方向性を検討するものとする。ワークショップの企画・準備を行うとともに、各回の資料作成、運営支援、実施記録まとめを行うものとする。

(4)関係団体（商工会等）との意見交換会開催支援

旧中央公民館跡地暫定整備において、関係団体（商工会等）の意見を反映するため、関係団体（商工会等）との意見交換会（2回程度を想定）の開催支援を行う。各回の資料作成、運営支援、実施記録まとめを行うものとする。

(5)報告書作成

検討結果をとりまとめ、報告書を作成する。

第11条（打ち合わせ協議等）

本業務を適正かつ円滑に実施するため、密接な打ち合わせを行い、業務方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはそのつど受託者が書面に記録する。打ち合わせの回数は、下記を基本とするが、必要の際は随時協議するものとする。なお、本業務の着手時、完了時には管理技術者が立ち会うものとする。

本業務にかかる打ち合わせ：4回程度（着手時、中間2回、完了時）

第3章 納入成果品

第12条 (成果品)

本業務の成果品を以下で示す。

- | | |
|--|----|
| (1) 報告書 (チューブファイル綴じ) | 3部 |
| (2) 計画 (案) 及び計画 (案) 概要版にかかる電子データ | 1式 |
| (3) 議事録 (打合せ議事録等、地元有志によるワークショップ・関係団体 (商工会等) との意見交換会における議事録等) | 1式 |
| (4) その他関係資料等 (データ含む) | 1式 |